

第 1 3 8 号議案

財産の無償譲渡の件

次のとおり財産を無償譲渡する。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

1 無償譲渡する財産（建物等）

位置	財産の種別及び数量
箕面市粟生 間谷東八丁 目 2 7 3 4 番地	1 建物 (1) 校舎 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 8 階建 床面積 1 0 , 3 9 4 . 5 0 m ² (2) 校舎 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 8 階建 床面積 6 , 7 6 6 . 8 7 m ² (3) 図書館 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建

	床面積 6, 325.27 m ²
(4) 学生会館	構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 床面積 3, 140.91 m ²
(5) 寄宿舍	構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・ルーフィングぶき5階建 床面積 2, 719.01 m ²
(6) 守衛所	構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 床面積 158.14 m ²
(7) 機械室	構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 床面積 75.00 m ²
(8) 学生会館	構造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 床面積 1, 471.13 m ²
(9) 校舎	

	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建
	床面積	1,757.82 m ²
(10)	体育館	
	構造	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建
	床面積	2,540.85 m ²
(11)	寄宿舍	
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建
	床面積	1,268.10 m ²
(12)	集会所	
	構造	鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき平家建
	床面積	224.00 m ²
(13)	寄宿舍	
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建
	床面積	1,268.10 m ²
(14)	寄宿舍	
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建
	床面積	1,268.10 m ²

(15) 寄宿舍	構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建
床面積	1,014.48 m ²
(16) 浴場	構造 鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき平家建
床面積	131.85 m ²
(17) 浴場	構造 鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき平家建
床面積	131.85 m ²
(18) 寄宿舍	構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建
床面積	419.40 m ²
(19) 事務所	構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付 4階建
床面積	3,807.54 m ²
(20) 倉庫	構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

	床面積	1 8 0 . 0 0 m ²
(21)	合宿所	
	構造	鉄骨造スレートぶき平家建
	床面積	2 0 3 . 5 3 m ²
(22)	倉庫	
	構造	コンクリートブロック造陸屋根平家建
	床面積	3 0 . 3 8 m ²
(23)	校舎	
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建
	床面積	2 , 0 8 7 . 5 3 m ²
(24)	体育館	
	構造	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
	床面積	6 8 8 . 5 2 m ²
(25)	校舎	
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建
	床面積	3 , 3 9 4 . 4 3 m ²
(26)	寄宿舎	

	<p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 7階建</p> <p>床面積 876.22 m²</p>
(27) 更衣室	
	<p>構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建</p> <p>床面積 139.82 m²</p>
(28) 便所	
	<p>構造 コンクリートブロック造陸屋根平家建</p> <p>床面積 7.82 m²</p>
(29) 便所	
	<p>構造 コンクリートブロック造陸屋根平家建</p> <p>床面積 7.82 m²</p>
(30) 校舎	
	<p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき 5階建</p> <p>床面積 3,914.53 m²</p>
(31) 寄宿舍	
	<p>構造 鉄筋コンクリート造スレートぶき 5階建</p> <p>床面積 943.65 m²</p>

	(32) 校舎 構造 鉄骨造陸屋根 6階建 床面積 3,059.78 m ² 2 工作物及び立木 一式
--	---

2 譲渡の相手方

東京都港区浜松町一丁目20番10号ライオネス浜松町506号室

ESR31合同会社

(提案理由)

大阪大学箕面キャンパス跡地活用事業の実施に伴い、当該跡地に係る建物その他の財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により提案するものである。

第 1 3 9 号議案

財産処分の件

次のとおり財産を処分する。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

処分する物件の表示		処分金額	処分の相手方
位置	財産の種別及び数量		
箕面市栗生間 谷東八丁目2 734番地	建物（会館） 構造 鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建 床面積 412.04㎡	23,419,000円	東京都港区浜松町一丁目2 0番10号ライオネス浜松 町506号室 ESR31合同会社

（提案理由）

大阪大学箕面キャンパス跡地活用事業の実施に伴い、当該跡地に係る建物を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により提案するものである。

第四百四十号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年十二月十四日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の二」を「第二十六条の三」に改める。

第十一条の三中「及び第十九条の三」を「第十九条の三及び第二十条」に改め、同条第二号二中「及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金及び」を「第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金並びに」に改める。

第十三条第一項中「附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項」を「附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に、「附則第三十五条の二の六第十五項」を「附則第三十五条の二の六第十一項」に改める。

第十四条の五の二中「及び第十九条の三」を「第十九条の三及び第二十條」に、同条第二号口中「及び第七十二条の三の二第一項」を「第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に改める。

第十四条の六中「第十九条」の下に「及び第二十条」を加え、同条第二号口中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の三第一項」を加える。

第十七条第一項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に改め、「」となった」の下に「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加

え、「若しくは減少した場合」を「又は減少した場合」に改め、「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り、「又は第十四条の七」を「若しくは第十四条の七」に改め、「第十九条第一項各号」の下に「(同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項各号」を「第十九条の三第一項(同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に定める額、第十四条若しくは第十四条の四の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十九条の三第四項第一号(同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第二十条第一項各号(同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額若しくは同条第五項各号(同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に、「する。」又は「を」(「する。」若しくは「又は特例対象被保険者等となった」を「若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった」に改め、同条第二項中「第十四条の五の六」を「若しくは第十四条の五の六の額」に、「若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項各号」を「第十九条の三第一項に定める第十四条若しくは第十四条の四の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十九条の三第四項第一号に定める額、第二十條第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号」に改める。

第十九条第一項第一号中「附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項」を「附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に、「附則第三十五条の二の六第十五項」を「附則第三十五条の二の六第十一項」に改める。

第十九条の三第一項中「被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額」を「被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同条第四項第一号中「被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額」を「被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率」に改め、同項第二号中「第一号」を「前号」に改め、同条第五項中「同条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同条第六項中「第五項」を「前項」に改める。

第二十条を次のように改める。

(出産被保険者の保険料の減額)

第二十条 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十二条又は第十四条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第十四条の五に規定する額を超える場合には、当該額）とする（第五項に掲げる場合を除く。）。

一 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第三十二条の十の二で定める場合には、出産の日。第二十六条の三第一項及び第二項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十二分の一

を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第十四条第二項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第十四条第二項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十二条又は第十四条の二」とあるのは「第十四条の五の三又は第十四条の五の六」と、「第十四条の五」とあるのは「第十四条の五の九」と、前項中「第十四条第二項」とあるのは「第十四条の五の五第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十二条又は第十四条の二」とあるのは「第十四条の七」と、「第十四条の五」とあるのは「第十四条の十」と、第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第十四条の九第二項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第十九条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十二条又は第十四条の二の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第十四条の五に規定する額を超える場合には、当該額）とする。

- 一 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 二 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第十九条第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 六 第十四条第二項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第十四条第二項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 七 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十二条又は第十四条の二」とあるのは「第十四条の五の三又は第十四条の五の六」と、「第十四条の五」とあるのは「第十四条の五の九」と、前項中「第十四条第二項」とあるのは「第十四条の五の五第二項」と読み替えるものとする。
- 八 第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条又は第十四条の二」とあるのは「第十四条の七」と、「第十四条の五」とあるのは「第十四条の十」と、第六項中「第十四条第二項」とあるのは「第十四条の九第二項」と読み替えるものとする。

第五章中第二十六条の二の次に次の一条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第二十六条の三 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- 一 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- 二 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- 三 出産の予定日
- 四 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- 二 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- 三 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第一項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の六月前から行うことができる。

4 第一項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第二項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第一項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第二十条の規定は、令和五年度分の保険料のうち令和六年一月以後の期間に係るもの及び令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度分の保険料のうち令和五年十二月以前の期間に係るもの及び令和四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法等の改正に伴い、出産被保険者に係る国民健康保険料を減額するため、本条例を改正するものである。